7　第十・三条及び第十・四条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

8　第十・三条、第十・四条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第十・九条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d)　正当な法の手続及び第十・五条の規定に従って実施するものであること。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、予定された収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十・十三条の規定の適用を妨げない。

5　この条の規定は、租税に係る課税措置が収用を構成する限度において、当該課税措置について適用する。

6　この条の規定は、附属書十の規定に従って解釈する。

第十・十条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3　第一・十条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、同条の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十・十一条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a)　当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

(c)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬

(f)　前二条の規定に従って行われる支払

(g)　第十・十三条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十・十二条　代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前三条の規定を準用する。

第十・十三条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この条の規定の適用上、

(a)　「紛争投資家」とは、投資紛争の当事者である投資家をいう。

(b)　「紛争締約国」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(c)　「紛争当事者」とは、紛争投資家及び紛争締約国をいう。

(d)　「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(e)　「ICSIDに係る追加的な制度についての規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

(f)　「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この章の規定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

(g)　「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

2　6(a)(i)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、紛争投資家が紛争締約国の区域内において行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3　投資紛争は、可能な限り、紛争当事者の間の友好的な協議により解決する。

4　紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行った日から百二十日以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、6の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

(a)　ICSID条約による仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b)　ICSIDに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

(c)　国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁